

総目次

○令和2年度税制改正の概要	(1)
一 国 税 関 係	(1)
二 地 方 税 関 係	(32)
○わが国の租税体系	(49)
一 税 金 の 種 類	(49)
二 租 税 体 系	(50)
三 租 税 収 入	(55)
四 租 税 負 担	(58)

■税法便覧——国税の部

○国 税 通 則 法	(3)
○国 税 徴 収 法	(58)
○電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特 例に関する法律	(69)
○国外送金等に係る調書提出制度	(75)
○所 得 税 (細目次参照)	(84)
○復興特別所得税 (細目次参照)	(317)
○所得税の源泉徴収 (細目次参照)	(319)
○法 人 税 (細目次参照)	(365)
○復興特別法人税 (細目次参照)	(810)
○地 方 法 人 税 (細目次参照)	(813)
○相 続 税 (細目次参照)	(819)
○贈 与 税 (細目次参照)	(881)
○地 価 税	(916)
○印 紙 税	(926)
○登 録 免 許 税	(936)
○消 費 税 (細目次参照)	(961)

○酒 税	(1063)
○たばこ税	(1069)
○たばこ特別税	(1072)
○揮発油税・地方揮発油税	(1073)
○石油ガス税	(1076)
○航空機燃料税	(1079)
○石油石炭税	(1081)
○自動車重量税	(1085)
○電源開発促進税	(1092)
○国際観光旅客税	(1093)
○災害減免法	(1095)
○(附) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律	(1097)
○(附) 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律	(1111)
○納税貯蓄組合法	(1114)

■税法便覧——地方税の部

○個人住民税(道府県税又は市町村税)(細目次参照)	(1117)
○道府県民税利子割(細目次参照)	(1142)
○道府県民税株式等譲渡所得割(細目次参照)	(1144)
○道府県民税配当割(細目次参照)	(1146)
○法人住民税(道府県税又は市町村税)(細目次参照)	(1148)
○個人事業税(道府県税)(細目次参照)	(1158)
○法人事業税(道府県税)(細目次参照)	(1162)
○地方消費税(道府県税)(細目次参照)	(1178)
○固定資産税・都市計画税(市町村税)(細目次参照)	(1186)
○不動産取得税(道府県税)	(1204)
○道府県、市町村たばこ税(道府県税又は市町村税)	(1212)
○ゴルフ場利用税(道府県税)	(1213)
○軽油引取税(道府県税)	(1214)

○自動車税（道府県税）	(1217)
○軽自動車税（市町村税）	(1225)
○鉱区税（道府県税）	(1230)
○鉱産税（市町村税）	(1231)
○特別土地保有税（市町村税）	(1232)
○狩猟税（道府県目的税）	(1241)
○入湯税（市町村目的税）	(1242)
○事業所税（市町村目的税）	(1243)
○水利地益税（道府県又は市町村目的税）	(1246)
○共同施設税（市町村目的税）	(1247)
○宅地開発税（市町村目的税）	(1248)
○国民健康保険税（市町村目的税）	(1249)
○都等の特例	(1254)
○総則	(1255)
○電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿書類の保存方法等の 特例	(1258)
○(附) 森林環境税	(1259)
索引	(1261)

国 税 通 則 法 (租税特別措置法を含む)

凡例 法……………国税通則法 令……………国税通則法施行令 規……………国税通則法施行規則
 措法……………租税特別措置法

(1) 総 則

① 国税通則法の目的等

項 目	内 容	備 考
目 的	<p>国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正な運営を図り、もって国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする(法1)。</p>	
他の税法との関連	<p>この法律に規定する事項で他の税法に別段の定めがあるものは、その定めるところによる(法4)。</p>	

② 国税の納付義務の承継等

項 目	内 容	備 考
相続による承継	<p>相続があった場合には、相続人又は相続財産法人(民法951)は、その被相続人に課されるべき、又は納付し、若しくは徴収されるべき国税を納める義務を承継する(法5)。</p>	<p>○相続人が限定承認をしたときは、その相続により取得した財産の価額が責任の限度となる。</p> <p>○相続人が2人以上あるときは、承継する総税額を各相続人の民法(900~902)の規定による相続分によりあん分して各相続人の承継すべき税額を計算する(法5②)。</p> <p>○上記の場合において、承継税額を超えて財産を相続した者があるときは、その相続人は、その超える価額を限度として他の相続人の承継税額を納付する責めに任ずる(法5③)。</p>

<p>法人の合併等による承継</p>	<p>法人が合併した場合には、合併法人が被合併法人に課されるべき、又は納付し、若しくは徴収されるべき国税を納める義務を承継する（法6）。</p> <p>また、人格のない社団等に属する権利義務が包括して承継された場合については、法人が合併した場合におおむね準ずる（法7）。</p>	
<p>信託に係る国税の承継</p>	<p>次の場合には、受託者の信託に係る国税の納付義務がそれぞれの者に承継される（法7の2）。</p> <p>① 受託者の任務が終了した場合において新受託者が就任したとき…新受託者</p> <p>② 受託者が二人以上ある場合においてその一人の任務が終了したとき…信託事務の引継ぎを受けた受託者</p> <p>③ 受託者が死亡した場合…信託財産法人（信託法74①）</p> <p>④ 受託者である法人が分割した場合…受託者としての権利義務を承継した法人</p>	<p>○信託に係る国税の納付義務が承継された場合でも前受託者等は固有財産をもって納付する責任を負う。また、新受託者は、信託財産のみをもって納付する責任を負う。</p>
<p>法人の合併等の無効判決に係る連帯納付義務</p>	<p>合併等を無効とする判決が確定した場合には、その合併等をした法人は、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により事業を承継した法人のその合併等以後の国税について、連帯納付義務を負う（法9の2）。</p>	
<p>法人の分割に係る連帯納付の責任</p>	<p>法人が分割（分社型分割を除く。）をした場合には、その分割により事業を承継した分割承継法人は、その分割前の国税について、その分割法人から承継した財産の価額を限度として連帯納付責任を負う（法9の3）。</p>	<p>○信託に係る一定の国税については連帯納付責任の対象から除かれる（法9の3）。</p>

3 期間及び期限

項 目	内 容	備 考
<p>期間の計算</p>	<p>各税法において日、月又は年をもって定める期間の計算は次による（法10①）。</p> <p>① 期間の初日は算入しない。</p> <p>② 期間を定めるのに月又は年をもってしたときは、暦に従う。</p> <p>③ ②の場合において、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその</p>	<p>○その期間が午前零時から始まる時、又は各税法に別段の定めがあるときは、初日を算入する（法10①一ただし書）。</p> <p>○最後の月にその応当する日がないときは、その月の末日に満了する（法10①三</p>

<p>期限の特例</p>	<p>起算日に相当する日の前日に満了する。</p> <p>各税法に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出、通知、納付又は徴収に関する期限が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日又は土曜日若しくは12月29日から31日までの日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とする（法10②）。</p>	<p>ただし書）。</p> <p>○時をもって定める期限その他特別な期限は除かれる（法10②）。</p> <p>○国民の祝日に関する法律においては、国民の祝日が日曜日に当たる場合の祝日の翌日並びにその前日及び翌日が国民の祝日である日は、休日とされており、左記の規定が適用される（同法3②③）。</p>
<p>災害等による 期限の延長</p>	<p>災害その他やむを得ない理由により、各税法に基づく申告その他書類の提出等に関する期限までにこれらの行為をすることができないときは、その理由のやんだ日から2月以内に限り、その期限の延長が認められる（法11）。</p>	<p>○期限の延長には、国税庁長官が地域及び期日を指定する場合と対象者の範囲及び期日を指定する場合のほか、国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長に申請を行って期日を指定してもらう場合とがある（令3）。</p>

4 送 達

項 目	内 容	備 考
<p>書類の送達</p>	<p>各税法の規定に基づいて税務署長等が発する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）に送達される（法12①）。</p>	<p>○納税管理人があるときは、その住所又は居所に送達される（法12①ただし書）。</p>
<p>郵便等による 送達</p>	<p>郵便又は信書便によって書類を発送した場合には、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定される（法12②）。</p>	
<p>交付送達</p>	<p>交付送達は、行政機関の職員が、その送達を受けるべき者の住所又は居所において、その者に書類を交付して行われる（法12④）。</p>	<p>○送達の場所において、その者に出会わない場合は、その使用人、同居者等相当のわきまえのある者に交付される（法12⑤一）。</p> <p>○本人又は上記の者が送達の場所にいらない場合又は正</p>

索

引

(ア 行)

青色事業専従者	311
青色事業専従者(個人住民税)	1120
青色申告(所得税)	311
青色申告特別控除	118
青色申告の特典(所得税)	311
青色申告(法人税)	769
圧縮記帳による課税特例の経理方法	417
誤った教示をした場合の救済	49
異常危険準備金	578
一時所得	148
一括償却資産	522
一括比例配分方式	1017
一般株式等に係る譲渡所得の課税の特例	243
一般農地に係る固定資産税の負担調整措置	1195
一般の土地等の特別課税(法人税)	756
移転価格税制に係る徴収猶予制度法人住民税	1155
移動平均法	454
遺留分	823
医療費控除	173
医療法人の持分に係る経済的利益についての贈 与税の税額控除	909
医療法人の持分に係る経済的利益についての贈 与税の納税猶予及び免除	909
医療法人の持分についての相続税の税額免除	879
医療法人の持分についての相続税の納税猶予及 び免除	876
医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の 課税の特例	883
医療用機器等の特別償却	548
印紙税の課税物件表の適用に関する留意事項	927
請負による損益の計上時期	392
受取配当等の益金不算入	401
受取配当等の益金不算入(連結納税)	789
売上原価	448
売上原価の計算算式	448
売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税 額の控除	1047

売上割戻し等との区分(交際費)	480
運送収入	397
延滞金(地方税の)	1256
延滞税	20
延滞税の免除	22
延滞税の割合の特例	52
延納(所得税の)	305
延納(相続税の)	851
延納(贈与税の)	894
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得し た場合の法人税額の特別控除	728

(カ 行)

海外新鉱床探鉱費	602
海外投資等損失準備金	578
海外渡航費	491
外貨建資産等の期末換算の方法(法人税)	637
外国子会社配当益金不算入	405
外国税額控除(個人住民税の)	1131
外国税額控除(所得税の)	279
外国税額控除(法人住民税の)	1151
外国税額控除(法人税の)	715
外国転出時課税の規定の適用を受けた場合の譲 渡所得等の特例	146
外国法人の内部取引にかかる課税の特例	654
介護費用保険の保険料	474
会社更生等による債務免除等があった場合の欠 損金の損金算入	608
会社更生等の場合の評価損	599
開発負担金	500
各相続人等の税額	846
確定給付企業年金等の掛金等の損金算入	465
確定決算	384
確定申告(消費税の)	1057
確定申告(所得税の)	301
確定申告(法人事業税の)	1171
確定申告(法人住民税の)	1153
確定申告(法人税の)	764
確定損失申告書	304